

サ 長浜教化センター関係

(1)長浜教化センターの概要について

1、設置の趣旨

2022年8月に長浜・京都教区の両教区の教区会及び教区門徒会にて、改編に関する「合意書」が議決されました。その「合意書」には、新教区の教化に関する方針を以下のとおり定めております。

広域教区となることを考慮し、新教区においても、現京都教区にて行われている「地区制」を導入し、教化推進を図ると共に、他の地区と交流を行う。

長浜・京都教区の改編により発足する新教区は、1府5県(京都府、滋賀県、福井県(一部)、兵庫県(一部)、鳥取県、島根県)を管轄する、より広域な教区となることを考慮し、新教区においても、京都教区教化委員会規則で定められている「地区制」(京都教区には、組が29カ組あり、複数組が共同し、地区を構成して地区を単位とした教化事業を行う)により教化推進を図ります。長浜教区は、これまでの教化の取り組みを継続するため、長浜教区を分割せず1地区とし、京都教区の8地区と区別して「長浜特区」とし、長浜別院に長浜教化センターを設置し、長浜・五村別院を中心とする教化事業を行います。

2、組織に求められる願い

長浜教区教化委員会では「教区人による教化」を展開するために、長浜教区教化委員長(教務所長)のもとに、教区内の方が教化本部長に就任し、教区の声を反映しやすい教化本部制を用いてきました。

また、「教区改編に関する各組説明会」において、「新教区でも、今までどおりの事業を展開して欲しい」との声を、全組から要望されていることから、改編後は、両別院を中心として、これまで培ってきた長浜教区の教化を継承するため、新たな「教化組織」を構築していくことが求められていました。

そのようなことから、長浜別院に長浜教化センターを設置し、教化本部制のもとで、特区の教化活動の振興をはかり、新教区の教化方針に基づき、長浜特区内の組及び両別院並びに特区に所属する諸団体と連携して、教化事業を推進します。

3、「特区」について

新教区では、長浜教区は「長浜特区」とされます。「長浜特区」が他の地区と大きく異なる点は、安定的な運営を図るため、以下の点について他の地区と区別し、「長浜特区」として取り組んでいきます。

- ①長浜別院に長浜教化センターを設置し、新教区の教化方針に基づき、両別院を中心とした教化事業を行います。
- ②京都教務所が教務所となり、長浜教務所は、長浜教務支所となり、支所に両別院の職員と共に長浜特区の教化に関する事務を行うため、支所職員が配置されます。
- ③経費は、別院経常費及び新教区の特区に関する助成金を主な財源とします。

4、組織について

新教区では、新教区の教化委員会規則を定め、長浜教区の第12組～24組・敦賀組を「長浜特区」とし、「長浜特区」のエリアが両別院の崇教区域と同一であることから、教化地区の区分を規定するとともに、教化機関として長浜別院に長浜教化センターを設置します。

長浜教化センターでは、長浜別院輪番が就任する「教化センター長」の指揮のもと、両別院と教務支所の職員が一体となり長浜教化センターの業務にあたります。

委員の構成について

長浜教化センターは、「教化センター長」、「教化センター本部長」、「本部専任委員」及び「部門委員」によって組織されます。

組織の体制について

一室二部門体制を執り、

- ①「企画室」は、原則、事業を持たず特区教化に資する、シンクタンクの(現況把握・分析)な役割を目指します。
- ②「部門」は、事業を実施するうえで、企画立案、実働部隊として事業を組み立て遂行します。

5、長浜教化センターの方向性について

長浜教化センターが行う教化事業は、別院経常費及び教区からの助成金を財源とし、長浜別院一般会計において経理して実施してまいります。長浜教化センターは、教区・地区教化委員会との連携を通して、新教区発足後も、長浜特区内の要望に合わせた教化組織の変更や事業の方針を、教区教化方針に基づき協議してまいります。

- ①これまで、長浜・五村両別院行ってきた伝統的な行事(報恩講・夏中等)や長浜教区で積み重ねてきた教化に関する協議は、今後も長浜教化センター並びに別院責任役員会・院議会で続けてまいります。

- ②長浜教化センターは、両別院並びに特区の諸団体に依頼し、各団体が企画する講座(研修会・聞法会)は、会員だけを対象とせず、できる限り公開として開催し、聞法の間が多くある環境を整えるようにします。

(2)2024年度 長浜教化センター 教化方針

1、長浜教化センターの運営方針について

(1)教化本部制による教化の推進

- ①特区全般の教化に関する現況と課題を把握し、課題に対する協議検討を行う。
- ②「組教化推進協議会」「組教導連絡協議会」を基点とした、柔軟な協議の場を創造する。

(2)教化本部について

企画室で計画された提案内容について、部門幹事と協議検討を行い、承認するセクションとして設置する。

また、各部門での事業を総合的に点検し、課題や問題点に対応していくため協議検討し、課題改善に向けた取り組みを行う。なお、特区の教化全般における推進を考え、部門・特区諸団体との連絡調整を図るとともに、連携の強化を目指す。

2、一室二部門による教化の推進

(1)企画室

特区教化全般に関する中枢機関として役割を担う。特区全体に亘る教化事業を点検し、組・寺院・特区諸団体の現況と課題を把握するとともに、調査研究・課題抽出作業をもとに協議検討を行う。また、部門・特区諸団体との連絡調整ならびに、諸課題に対応し改善すべく、新たな提案を行う。

【業務と役割】

- ①特区内の組・寺院全般に関する課題協議ならびに連携の強化を目指す
- ②特区内の組との教化連携(情報・広報等の伝達)を目指すシステム構築に向けた協議
- ③両別院の教化に関するサポート
- ④両別院諸団体に関するサポート

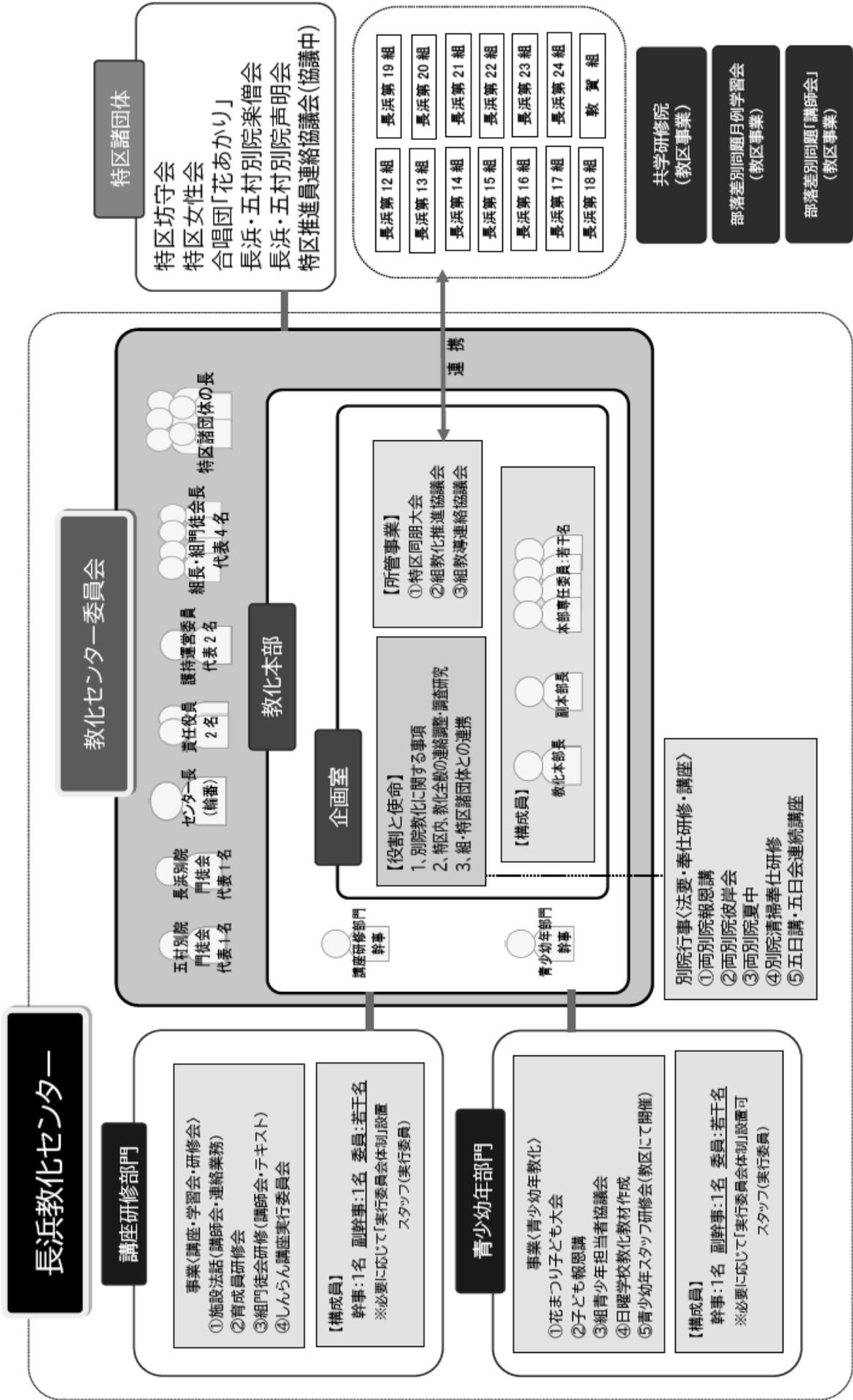
(2)講座研修部門

教化事業を遂行する部門として、所管事業を受け持ち、各事業に込められた趣旨を踏まえ、現況を見据えた教化事業の計画をするとともに、実施・運営までの業務を受け持つ。また、事業にかかる課題改善に向けた点検を行う。なお、必要に応じて、実行委員会体制を執ることができる。併せて、適宜、加勢スタッフの加入を可とする。

(3)青少幼年部門

青少幼年教化事業を遂行する部門として「花まつり子ども大会」「子ども報恩講」等の所管事業を受け持つ。また、各事業に込められた趣旨と願いを踏まえ、現況を見据えた教化事業の企画立案と実施運営を行うとともに、課題改善に向けた事業の点検を行う。なお、必要に応じて、実行委員会体制を執ることができる。併せて、適宜、加勢スタッフの加入を可とする。

長浜教化センター【組織図】



(3) 2024年度 長浜教化センター研修計画概要

1. 教化センター委員会

事業名	名称・内容	対象	会場	期日・回数
教化センター委員会	教化センター委員会 長浜教化センターにて取り組まれた、教化事業の報告ならびに総括点検を行う。ならびに、「特区教化研修計画概要」、教化方針、各部署の教化事業計画(案)の承認の場として開催。	教化センター長(輪番) 教化本部長 教化本部副部長 本部専任委員 部門幹事 特区諸団体の長 長浜・五村門徒会代表 両別院責任役員 長浜・五村護持運営委員代表	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1回
	教化センター連絡協議会 長浜教化センターにて取り組まれる事業ならびに、諸団体での取り組みにかかる情報交流を目的として開催する。また、部署同士の横の連携の強化を図るべく、意見交換と交流の場とする。			1回
【備考】2-3-1にて予算化				

2. 教化本部

事業名	名称・内容	対象	会場	期日・回数
教化本部	教化本部会議 上記「理念と使命」に準じた内容について開催する。特区の教化の充実に向けた協議確認、企画立案、課題改善等について検討する。	企画室委員 部門幹事	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	3～4回
【備考】2-3-1にて予算化				

3. 企画室

事業名	名称・内容	対象	会場	期日・回数	
企画室	企画室会議 上記「理念と使命」「業務を役割」に準じた内容について、原則月例にて開催し、特区の教化の充実に向けた協議確認、企画立案、課題改善等について検討する。	企画室委員	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	原則毎月	
	【備考】2-3-1にて予算化				
	同朋大会			未定	1回
	【備考】2-1-1 <予: 400,000>				
	組教化推進協議会 特区内各組と長浜教化センターの活動が適切に連携する方策等について協議検討を行う。なお、時節に応じて各回テーマを設け、必要な事項について確認しあえる語り合いを基調とする。併せて、組間の連絡共有情報交換の場として開催する。	企画室委員 部門幹事 ほか 【対象者変動制】 内容に応じて対象者の変更あり	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1～2回	
【備考】2-1-2 <予: 70,000>					
組教導連絡協議会 特区内各組間の教化の連携と強化。ならびに情報交換の場として、組の教化の中心を担っていただく組教導同士、共に課題を検討していくことを願いとし開催する。	企画室委員 部門幹事 組教導 ほか	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1～2回		
【備考】2-1-3 <予: 40,000>					

4. 部門

(1) 講座研修部門

事業名	趣旨・内容	対象	会場	期日
部門会議	部門委員が中心となって所管事業にかかる計画を行う。なお、諸研修において、実行委員を設けることができる。	部門委員	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	適宜
施設法話	施設法話 特区内9介護施設にて開かれる「月例法話会」へ講師の派遣をおこなう。 講師は班体制にて執行。2~4名で構成する4班で各施設を担当。	施設利用者施設担当者	9介護施設	—
	【備考】 2-1-6 <予: 270,000>			
	施設法話「講師会」 講師同士の連絡報告と課題共有を図るとともに、交流ならびに意見交換の場として開催する。また、部門委員と講師との協力体制のもと、本事業のより良き方向性を見出す場としていく。必要に応じて「施設担当者との懇談会」を実施予定。	施設法話講師	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1~2回
【備考】 2-1-6 <予: 30,000>				
育成員研修会	現況における寺院を取り巻く諸課題を把握し共有するとともに、住職の役割を再確認する場として開催する。なお、知的学習ではなく「行学」（僧侶としての生き方・姿勢）を学び問い直す機会とすると同時に、組間共同教化による交流と出会い直しと目的とした研修とする。	有教師希望者	長浜教務支所 (大谷会館講堂) ほか	
【備考】 2-1-5 <予: 120,000>				
組門徒会研修	組門徒会研修会「講師会」 派遣講師事前学習会、事後協議会を開催。研修会で出された質問や運営に関する問題点や課題の共有と、情報交換を行う。	部門委員 組門徒会研修講師	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1~2回
	オリジナルテキスト策定協議会 「役員の内省と実践」の願いのもと宗門の歴史や組織機構を学び、組門徒会員としての役割を確かめることを目的に実施。今期から新たに策定した「オリジナルテキスト」を中心に据え研修を行う。	部門委員 組門徒会研修講師	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	適宜開催
	【備考】 2-1-7 <予: 50,000>			
しんらん講座 実行委員会	双方向参加型（参加者と講師のやり取りに基づく）の講座を開催。また毎回、講座内容の要約と参加者の声をまとめ「しんらん講座だより」を発行する。	一般	長浜別院 五村別院	年4回
【備考】 2-1-8 <予: 250,000>				
五日会 連続講座	五村別院開基教如上人の月命日をご縁に3回の連続講座を行う。	一般	五村別院	年3回
【備考】 2-1-9 <予: 450,000>				

(2)青少幼年部門

事業名	趣旨・内容	対 象	会 場	期 日
部門会議	部門委員が中心となって所管事業にかかる計画を行う。なお、諸研修において、実行委員を設けることができる。	部門委員	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	適宜
花まつり 子ども大会	釈尊の御誕生をご縁とし、地域児童ならびに、教区内寺院日曜学校に参加されている子どもを対象として開催。花まつりを通して青少幼年教化の重要性を確認し、スタッフが学ぶ場として取り組む。	僧侶 門徒 一般	長浜別院	2025/5/3
【備考】 2-1-11 <予 : 420,000>				
日曜学校 教化教材作成	各寺院の日曜学校で使用いただくための教化教材を調製する。 (出席カード・出席シール・缶バッジ等)			
【備考】 2-1-14 <予 : 30,000>				
子ども報恩講	親鸞聖人の恩徳を確かめ、地域児童ならびに、教区内寺院日曜学校に参加されている子どもを対象として開催。	僧侶 門徒 一般	五村別院	1回
【備考】 2-1-12 <予 : 70,000>				
青少幼年教化 各組代表者 連絡協議会	特区の組の青少幼年担当者の情報交換と交流を主な目的として開催する。なお、教区と組の連携の強化も含め「花まつり子ども大会」「子ども報恩講」のスタッフに参画いただき、自らの学びを組に持ち帰り、組の青少幼年教化との連動を大事にし循環していく起点としたい。	組代表者	長浜教務支所 (大谷会館講堂)	1回
【備考】 2-1-13 <予 : 50,000>				